

令和5年 第1回（3月） 筑紫野市議会定例会  
【文教福祉常任委員会 委員長報告】

議案第6号から議案第14号までの9件について、審査の経過と結果をご報告します。

まず、議案第6号及び議案第7号の2件については、筑紫地区5市で共同設置する筑紫地区介護認定審査会事務局の担当市が、令和5年度から大野城市へ交代することに伴い条例の一部を改正するものです。

はじめに、『議案第6号 筑紫野市特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、筑紫地区介護認定審査会委員の報酬に関する条項を削除するため、条例の一部を改正するものです。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第7号 筑紫野市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、筑紫地区介護認定審査会委員の費用弁償に関する条項を削除するため、条例の一部を改正するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第8号及び議案第9号の2件について、ご報告いたします。

本2件は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴い条例の一部を改正するものです。

はじめに、『議案第8号 筑紫野市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、整備法の中の、子ども・子育て支援法の一部改正により、子ども・子育て会議についての規定が削除され、引用条文に変更が生じることに伴い、条例の一部を改正するものです。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第9号 筑紫野市保育所設置条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、整備法の中の、子ども・子育て支援法の一部改正により、内閣総理大臣と厚生労働大臣の協議についての規定が削除され、引用条文に変更が生じることに伴い、条例の一部を改正するものです。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第10号 筑紫野市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、安全計画の策定等を義務化すること、バス送迎に当たり所在確認や安全装置の装備を義務付けること、インクルーシブ保育を可能とするための設備・人員基準を緩和すること、懲戒権に関する規程を削除すること、感染症及び食中毒の予防及びまん延防止に必要な措置を明確化することです。

委員会では、安全計画の策定について令和5年4月1日開園予定の小規模保育事業所への周知はどのように行うのかとの質疑があり、執行部からは、既に国県からの通知で周知を図っているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第11号 筑紫野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準、子ども・子育て支援法及び学校教育法の一部改正に伴い、懲戒権に関する規定を削除する等、条例の一部を改正するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第12号 筑紫野市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものです。

主な改正点は、安全計画及び業務継続計画の策定等を行うこと、食中毒の予防等に必要な措置を明確化することです。

委員会では、安全計画はどのように策定していくのかとの質疑があり、執行部からは、業務を委託しているNPO法人が主体となり策定を進めていくが、教育委員会で内容の確認を行っていききたいとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第13号 筑紫野市立山家幼稚園利用者負担額等徴収条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴うものであり、子ども・子育て支援法の一部改正により、条例において引用する規定に変更が生じるため、条例の一部を改正するものです。

質疑、討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第14号 筑紫野市歴史博物館設置条例の一部を改正する条例の制定』の件について、ご報告いたします。

本件は、博物館法の一部を改正する法律が令和5年4月1日から施行されることに伴い、博物館が社会教育施設と文化施設の双方の役割・機能を担うための条項の整備が行われるため、条例の一部を改正するものです。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上報告を終わります。

令和5年 第1回（3月） 筑紫野市議会定例会

【文教福祉常任委員会 委員長報告】

『議案第17号 令和4年度筑紫野市介護保険事業特別会計補正予算（第4号）』の件について、審査の経過と結果をご報告します。

本予算は、歳入歳出をそれぞれ593万2千円減額し、歳入歳出予算の総額を72億9,570万3千円とするものであります。

補正の主な内容は、歳出については、介護認定審査会費263万2千円、施設介護サービス給付費1,500万円の減額、及び居宅介護サービス計画給付費1,500万円の増額などであり、歳入については、職員給与等繰入金330万円、事務費繰入金263万2千円の減額などであります。

委員会では、施設介護サービスの利用件数の減少、及び居宅介護サービスの利用件数の増加の要因はとの質疑があり、執行部からは、施設介護サービスは、入居者が新型コロナウイルス感染症に感染し、長期間病院に転院する際、空き状況が多数生じるため利用件数が減少している。また、居宅介護サービスは、コロナ禍で利用を自粛してきた方が利用し始めた傾向があると考えており、地域密着型サービスだけでなく、全般的にサービスの利用件数が増加傾向にあるとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。



令和5年 第1回（3月） 筑紫野市議会定例会

【文教福祉常任委員会 委員長報告】

『議案第19号 令和4年度筑紫地区介護認定審査会事業特別会計補正予算（第2号）』の件について、審査の経過と結果をご報告します。

本予算は、歳入歳出をそれぞれ604万5千円減額し、歳入歳出予算の総額を7,605万8千円とするものです。

補正の内容は、歳出については、審査件数の減少に伴い、認定審査会費604万5千円を減額するものであり、歳入については、歳出の認定審査会費の減額に伴い、認定審査会共同設置負担金604万5千円を減額するものです。

委員会では、筑紫地区五市が負担している認定審査会共同設置負担金の算出方法はとの質疑があり、執行部からは、職員の人件費等に関わるものは五等分し、審査委員の報酬や費用弁償については、各市の審査件数の割合に応じ算出しているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

令和5年 第1回（3月） 筑紫野市議会定例会

【文教福祉常任委員会 委員長報告】

議案第28号及び議案第29号の2件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

まず、『議案第28号 令和5年度筑紫野市奨学資金貸与事業特別会計予算』の件について、ご報告いたします。

本予算は、奨学資金の貸与が主な内容で、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ705万1千円とするものです。

委員会では、本事業について周知はどのように行っているのかとの質疑があり、執行部からは、広報紙やホームページで周知を図っており、中学校においても募集を行っているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、『議案第29号 令和5年度筑紫野市介護保険事業特別会計予算』の件について、審査の経過と結果をご報告いたします。

本予算は、介護サービスの給付事業が主なもので、歳入歳出予算の総額を、72億4,033万3千円とするものです。

委員会では、保険給付費における高額介護サービス費、及び特定入所者介護サービス費が令和4年度と比較し減額しているが要因はとの質疑があり、執行部からは、令和3年8月に介護保険制度の見直しが行われ、サービスの対象者を収入等により3段階で分類し援助していたものを、4段階に細分化し援助する法令の改正が行われたが、令和4年度の当初予算策定時は、法令の改正の影響について正確な算定が困難であり、結果的に支出額が減額していたため、令和5年度の予算額は令和4年度の現状を踏まえ、減額しているとの答弁がありました。

討論はなく、採決の結果、全員一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。